

平成 30 年 3 月 6 日  
東京藝術大学

#### 懲戒処分について

この度、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1. 被処分者 音楽学部附属音楽高等学校 教諭（男性）
2. 処分年月日 平成 30 年 3 月 6 日
3. 処分の内容 減給（平均賃金 1 日分の半額）
4. 事案の概要
  - (1) 自身が担当した修学旅行のアンケートに関し、同僚教諭（女性）の回答内容に異議を唱え、自身の都合や認識に合う形に当該教諭が自主的に改めるよう、職場での優位性をもって長時間にわたり執拗に繰り返し仕向け、心理的な圧力を与えた。
  - (2) 当該教諭が体調を崩して自宅療養中であることを管理職から伝達されていたにも拘わらず、当該教諭の自宅を事前連絡なく突然訪問して、当該教諭が休養していることを自分のせいにする動きがあるなどと話し、当該教諭の体調をさらに悪化させた。
  - (3) 上記の自宅訪問において、学校に戻る時刻が申請した年次有給休暇時刻を過ぎ、自身が担当する授業の開始に遅れることが明らかにも拘わらず、学校に何の連絡もしなかったために混乱をもたらし、生徒に教育上の影響を及ぼした。

#### <学長コメント>

本学の教諭がこのような行為を行ったことは誠に遺憾であり、関係の皆様にも深くお詫び申し上げます。

このような事態が再び繰り返されることのないよう、職員に対して服務規律の一層の徹底を図るとともに、再発防止及び社会的信頼の回復に努める所存です。

東京藝術大学長 澤 和樹